

[illegible]

（所掌事務）
 第四条 厚生労働省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一五六二(略)

六十三 公共職業訓練に關すること。

六十四 技能検定に関すること。

六十五 職業能力開發促進法（昭和四十四年法

律第六十四号) 第四条第二項に規定する事業

主その他の関係者による職業能力の開発及び向上の促進並びに労働者の自発的な職業能力

の開発及び向上に關すること（他省の所掌に

属するものを除く。)

六十六 勤勞青少年の福祉の増進に関するこ

六七、百十一(略)

2
(略)